

# 地震等が起きた場合の対応マニュアル

## 事前対応

(監督者)

- ①開放前 設備の安全点検
- ②避難経路の確認(避難場所を含む)
- ③役割の明確化・相互確認(監督者, 学校日直(教頭, 教職員等))

## 地震発生

## 初期対応

**余震や二次災害に備え, 児童・生徒を落ち着かせる**

(監督者)

- ①的確な指示

校庭⇒建物から離れ, 中央に集合させ, 体を低くし頭部を保護するように指示

体育館⇒中央に集合させ, 体を低くし頭部を保護するように指示(構造や体育用具の位置によっては, 柱や壁に寄り添う方がよい場合もある。)

- ②負傷者の確認

**学校日直(教頭等)は, 管理指導員と連絡を取り, 地震の情報を伝え, 対応を指示する**

## 事後対応

【さらに余震・津波等の危険がある場合】(震度5以上非常配備)

- ①避難開始
- ②児童・生徒に指示し, すみやかに避難場所に誘導する。
- ③教職員, 監督者は協力しながら, 保護者に連絡し, 保護者に児童・生徒を引き渡す。

【余震・津波等の危険がない場合】

- ①監督者は施設の安全確認を行い, 学校日直(教頭等)に報告する。  
学校日直(教頭等)は, 施設開放の可否を判断する。  
ア 施設使用不可のとき  
児童・生徒に施設開放の中止を伝え, 監督者と協力しながら帰宅させる。  
イ 施設使用可のとき  
施設の安全, 児童・生徒の体調を確認し, 施設開放を再開する。